

鹿児島県公報

令和8年1月9日(金)第683号



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

告	示	
○地域森林計画の決定(2件)		(森林経営課取扱い) 1
○保安林の指定予定		(森づくり推進課取扱い) 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定		(水産振興課取扱い) 2
○肥料の登録の有効期間の更新		(経営技術課取扱い) 2
○道路の区域の変更(3件)		(道路維持課取扱い) 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除		(砂防課取扱い) 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除		(砂防課取扱い) 4
○土砂災害警戒区域の指定		(砂防課取扱い) 4
○土砂災害特別警戒区域の指定		(砂防課取扱い) 4
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止		(鹿児島地域振興局取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止		(鹿児島地域振興局取扱い) 5
公	告	
○開発行為に関する工事の完了公告		(建築課取扱い) 5
○競争入札の参加者の資格に関する公告		(管財課取扱い) 5

告示

鹿児島県告示第2号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により姶良地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 森林計画区の名称
姶良森林計画区(霧島市、姶良市及び姶良郡一円)
- 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び姶良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により熊毛地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 森林計画区の名称
熊毛森林計画区(西之表市及び熊毛郡一円)
- 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

垂水市市木字北迫3569番、3577番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第5号

南さつま市加世田小湊8361番地 有限会社マルカ水産代表取締役福島大及び南さつま市加世田小湊8765番地 有限会社金松水産代表取締役福島リキ子からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市加世田・金峰区域(南さつま市のうち笠沙町片浦、笠沙町赤生木、大浦町、坊津町坊、坊津町泊、坊津町久志及び坊津町秋目を除く地区)
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第6号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1357号	令和11年1月9日	配合肥料	灰合肥料5号	りん酸全量17.0 内く溶性りん酸 12.0 加里全量 16.0 内く溶性加里 12.0 内水溶性加里 10.0 く溶性苦土 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志町志布志3309番地

鹿児島県告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年1月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	徳重横井鹿児島線	鹿児島市大迫町5911番1地先から5656番1地先まで	前後	8.7~12.4 13.5~42.6	225.4 226.0

鹿児島県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年1月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	鶴田大口線	伊佐市大口宮人字矢楯川637番8地先から同市大口下殿字大牟田1036番24地先まで	前	7.0~20.0	1,050.0
		伊佐市大口宮人字矢楯川639番2地先から同市大口下殿字大牟田1036番24地先まで	前後	19.2~72.5 19.2~72.5	955.0 955.0

鹿児島県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年1月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	糸木名亀津線	大島郡伊仙町大字馬根字ノコ水579番5地先から同町大字中山字掘割72番1地先まで	前後	9.1~32.3 13.2~31.7	292.1 270.0

鹿児島県告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・永吉二丁目1及び急・稻荷3

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・永吉二丁目1及び急・稻荷3

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・永吉二丁目1及び急・稻荷3

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・永吉二丁目1及び急・稻荷3

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和8年1月9日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チャイルドスペースあゆみ	日置市伊集院町下谷口1427番地2	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル	藤田 徹	令和7年10月31日	児童発達支援

鹿児島地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年1月9日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
寿福園居宅介護ヘルパーステーション	日置市伊集院町下神殿224-2	社会福祉法人明和会	日置市伊集院町下神殿1420番地1	桑水流久子	令和7年8月31日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市国分広瀬四丁目222番1, 223番1及び224番1

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 霧島市国分広瀬四丁目222番1の一部及び223番1の一部

公園 霧島市国分広瀬四丁目223番1の一部及び224番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分新町1577番地6

株式会社フレアス不動産

代表取締役 小牟田敏弘

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和8年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

清掃業務(鹿児島県行政庁舎清掃業務)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成2年鹿児島県告示第302号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格(資格審査要綱第8条第1項の規定によるA級の格付に限る。)を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3798

ファックス番号 099-286-5641

(3) 申請書類の受付期間

令和8年1月13日から同月26日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も隨時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると決定された日(以下「効力発生日」という。)から同日後最初に到来する資格審査要綱第6条に規定する基準年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。